

2011年3月の東日本大震災で、聴覚に障がいのある人の中には、避難指示の放送を聞けず、テレビの字幕放送もなかったため、避難できずに津波に飲み込まれた人もいたそうです。以来、震災に関する国の重要な会見には手話通訳者がつくようになりましたが、生放送以外では画面に通訳者がほとんど見られません。字幕放送も増えてきましたが、全放送の5割に満たないそうです。

最近では、地域の講演会や研修会でも、ボランティアによる手話通訳者がつくようになってきました。通訳者の身分保障や報酬の問題など、仕事として続けられるような体制の整備が望まれます。

ある交通事故の現場で、聴覚に障がいのある人が手話通訳者を要請したにもかかわらず、警察官が手話通訳者を現場に派遣する制度の存在を知らなかったため、後日、その女性からの抗議を受けて謝罪し、再度実況見分をしたそうです。

また、ある人が役所を訪れた時、役所内には手話のできる人が誰もいませんでした。

公的機関として、今後考えておかなければならない問題だと思えます。

オーストラリアや米国では、テレビ電話やパソコン画面を通して、手話通訳者と向き合っただけで伝えるなど、聴覚に障がいのある人も電話が利用できる体制が整備されているそうです。

2006年の国連総会でも、「手話は言語」と明記されましたし、日本でも2011年に「改正障害者基本法」が成立し、「手話は言語」という文字が盛り込まれました。

手話に関する法整備をさらにすすめる、聴覚に障がいのある人が生活のいろいろな面で、手話を使って生活し、豊かな文化を享受できる社会の実現をめざしていきたいものです。

聴覚に障がいのある人の豊かな生活を実現しよう!



10月17日(水)~23日(火) 「薬と健康の週間」

薬を使用する際には次のことに注意し、より安全に効果的に使用してください。

- ◆使用する前に薬の添付文書をよく読む。
- ◆用法・用量を正しく守る。
- ◆薬の形(剤形)にあった服用方法を守る。
- ◆薬の飲み合わせに注意する。
- ◆高齢者の薬の使用には特に注意する。
- ◆薬は正しく保管する。
- ◆古い薬は使用しない。

問合せ 愛媛県薬務衛生課 TEL089-912-2391  
 (社)愛媛県薬剤師会 TEL089-941-4165

ありがとうございます  
 ございました

次の方々からご厚志をいただきました。心からお礼申し上げます。(順不同 敬称略)

まごころ銀行へ

■個人

- 越智 賢 (三津屋)
- 黒河功子 (国安)

■各種団体

- カラオケ喫茶チャオ友の会
- (社)茶道裏千家淡交会
- (社)茶道連絡協議会西条支部
- (株)こっこー
- 丹原茶道部

2012年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ発売!

1等・前後賞合わせて3億9千万円!

- 発売期間 10月12日(金)まで  
※売切れ次第終了
- 抽選日 10月19日(金)
- 販売価格 1枚300円
- 販売場所 最寄りの宝くじ売り場など



この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや地域住民の福祉向上のために使われます。

10月1日(月)~7日(日) 「公証週間」

遺言や大切な契約を公正証書が守ります

公証役場では、公正証書の作成、私署証書や会社などの定款に対する認証の付与、私署証書に対する確定日付の付与などの事務を行っています。

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書であり、高い証明力があります。遺言公正証書、任意後見契約公正証書などの種類があり、法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証週間中は、公証役場で電話相談を実施しています。

問合せ 新居浜公証役場 TEL0897-35-3110  
 今治公証役場 TEL0898-23-2778